

東京都稲城市

仮想基盤構築業務

公募型プロポーザル評価要領

令和 7 年

内容

1.	趣旨	3
2.	審査等の実施	3
3.	各評価点の項目、配点及び採点方法	3
4.	審査の対象事業者	3
5.	技術評価点の算出方法	4
6.	価格評価点の算出方法	5
7.	プレゼンテーション評価点の算出方法	5
8.	受託候補者の選定	6

1. 趣旨

この要領は、稻城市仮想基盤構築業務評価審査委員会（以下「委員会」という。）が、公募型プロポーザル方式により「仮想化基盤構築業務」における受託候補者を選定するため、必要な評価基準、審査方法等を定めるものである。

2. 審査等の実施

- (1) 審査は、委員会が行う。
- (2) 委員会は「稻城市仮想基盤構築業務評価審査委員会設置要綱」（以下「要綱」という。）に定める者をもって構成する。
- (3) 提案者が4社以上の場合には、見積書及び機能要件表による一次審査を実施し、一次審査を通過した3社に対してプレゼンテーションを実施する。
- (4) 一次審査は、提案者の参加資格の確認、業務機能要件書の充足度を評価した「技術評価点」及び見積金額を点数で評価した「価格評価点」を算出する。
- (5) 二次審査は、「プレゼンテーション評価点」を算出する。

3. 各評価点の項目、配点及び採点方法

- (1) 各評価点の項目及び配点は以下のとおりとし、評価点の合計は1,000点を満点とする。

審査区分等一覧表

審査区分 (配点割合)	項目	評価項目	得点配分
1次審査	技術評価	システム機能評価	400点
		保守運用評価	
	価格評価	見積金額	300点
2次審査	プレゼンテーション等評価	提案書の内容等について	300点

4. 審査の対象事業者

審査の対象事業者は、次の（1）から（3）までに掲げる条件を全て満たし、1つでも満たない場合は、審査の対象事業者に該当しないものとする。

- (1) 提出書類が所定の形式に適合していること。
- (2) 期限までに提出すること。
- (3) 提出書類に虚偽の記載がないこと。

5. 技術評価点の算出方法

「技術評価点」は提案者が回答した業務機能要件書により委員会が技術評価点を算出する。

業務機能要件書評価に関する評価点の算出方法は以下のとおりとする。

(1) 業務機能要件書に対して回答した対応内容を「業務機能要件書の回答に関する評価方法一覧」の評価方法に基づき、提案者の評価点を算出する。

(2) (1)で算出した提案者の評価点を下記の計算式に当てはめて算出した点数を業務機能要件書評価点とする。なお、小数点以下第3位は切捨てとする。

$$\cdot \text{業務機能要件書評価点} = 400 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{提案者の評価点}}{\text{最大評価点}} \right)$$

業務機能要件書の回答に関する評価方法一覧

評価基準	評価点
業務機能要件(必須区分)に対して「対応可(○)」	1 4
業務機能要件に対して「対応可(○)」	1 2
業務機能要件に対して「有償オプション(△)」※	5
業務機能要件に対して「代替(△)」	3
業務機能要件に対して「対応不可(×)」	0

業務機能要件の最大評価点について

評価基準	最大評価点
業務機能要件の総数 77 (必須区分 : 73、必須区分外 : 4) に対して、回答が全て「対応可(○)」	1,070

(採点例)

- ① 提案者の評価点 700点 ÷ 最大評価点 1,070点 = 0.65
- ② 業務機能要件書評価の配点 400点 × 0.65 = 260点
- ③ 業務機能要件書評価点 = 260点

6. 價格評価点の算出方法

「価格評価点」は提案者の見積書に記載された構築に関する費用及び5年間の運用費用（令和8年11月～令和13年10月末）の合計額をもとに価格評価点を算出する。

価格評価に関する評価点の算出方法は以下のとおりとする。なお、小数点以下第3位は切捨てとする。

(1) 価格評価の配点：300点

(2) 提案者の見積額を①の計算式に当てはめて算出した点数を価格評価点とする。

最低見積額の事業者に対して、300点を配点し、他の事業者については、最低見積額に当該事業者の見積額を除したものに300を乗じたものを配点する。

・最低見積額の事業者 = 300点

・他の事業者 = $300 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{最低見積額}}{\text{他の事業者の見積額}} \right)$

7. プレゼンテーション評価点の算出方法

「プレゼンテーション評価点」の審査は「プレゼンテーション採点表」に基づき、評価を実施し採点を行う。なお、小数点以下第3位は切捨てとする。

プレゼンテーション評価点の算出方法は以下のとおりとする。

(1) プrezentation審査委員一人当たりの持ち点：100点

(2) プrezentation評価の配点：300点

(3) プrezentation評価点 = $300 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{審査委員の採点の総和}}{100\text{点} \times \text{審査委員数}} \right)$

8. 受託候補者の選定

(1) 選定方法

委員会は、各評価点の合計で最高得点を挙げた事業者を、受託候補者として選定する。最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、価格点が高い者を選定する。価格点が同じ場合は、くじ引きとする。

なお、出席した審査委員の評価点を合計した点数を、出席した審査委員の数で割った点数が満点の5分の3に満たない参加者は、受託候補者として特定しない。

(2) 辞退等による繰上げ

上位の事業者が辞退し、又は失格となったときは、次点の事業者の順位を繰り上げるものとする。